年金積立金の安全かつ効率的な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。特に、高齢化率の高い都道府県においては県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めるなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。

しかし、年金積立金は厚生年金保険法等の規定にもとづき、運用すべきものであり、 被保険者の意思確認がないまま、一方的に見直すことは問題であると言わざるを得ない。 ついては、国においては、速やかに下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために 長期的な観点から安全かつ効率的な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性 資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可 能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、実施しな いこと。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする関係者が参画し、確 実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣 厚生労働大臣 様 衆参両院議長